第四十八号の五様式の見出し、第四十八号の六様式の見出し及び第四十八号の九様式の見出し中「附則第八条の三の四」を「附則第八条の四」に改める。

（航空機燃料譲与税法施行規則の一部改正）

第二条　航空機燃料譲与税法施行規則（昭和四十七年自治省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第一項中「あん分した額（以下」を「按分（あん）した額（」に、「着陸料収入あん分額」を「着陸料収入按分額」に、「あん分した額と」を「按分した額と」に改め、同条第二項中「あん分した」を「按分した」に、「着陸料収入あん分額」を「着陸料収入按分額」に改める。

第二条第一項中「七十五」を「六十二デシベル」に改め、同項の算式を次のように改める。

算式

$$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}}+\sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}}+\sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}}\right)\right\}$$

第二条第一項の算式の符号を次のように改める。

算式の符号

この算式において、$L_{AE,di}$、$L_{AE,ej}$、$L_{AE,nk}$、T_0及びTの意義は、それぞれ次のとおりとする。

$L_{AE,di}$　当該空港において離陸し、又は着陸する航空機により一日の間に単発的に発生する騒音（以下この項において「単発騒音」という。）のうち午前七時を過ぎ午後七時に至るまでの間におけるi番目のものの単発騒音暴露レベル（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格Z八七三一で定める算式により得た単発騒音暴露レベルをいう。以下この項において同じ。）

$L_{AE,ej}$　単発騒音のうち午後七時を過ぎ午後十時に至るまでの間におけるj番目のものの単発騒音暴露レベル

$L_{AE,nk}$　単発騒音のうち午前零時を過ぎ午前七時に至るまで及び午後十時を過ぎ午後十二時に至るまでの間におけるk番目のものの単発騒音暴露レベル

T_0　規準化時間（秒）とし、一

T　一日の時間（秒）とし、八六、四〇〇

第二条第二項中「の数値」を「に規定する$L_{AE,di}$、$L_{AE,ej}$及び$L_{AE,nk}$の値」に、「を使用する航空機に係る飛行回数、機種等航空機の航行に関する条件について」を「において離陸し、又は着陸する航空機の型式、飛行回数、飛行時刻その他の事項に関し」に、「標準的なもの」を「標準的な条件」に改める。

第四条第五項の表中「七十五以上八十未満」を「六十二デシベル以上六十六デシベル未満」に、「八十以上八十五未満」を「六十六デシベル以上七十デシベル未満」に、「八十五以上九十未満」を「七十デシベル以上七十三デシベル未満」に、「九十以上九十五未満」を「七十三デシベル以上七十六デシベル未満」に、「九十五以上」を「七十六デシベル以上」に改める。

第六条第一項の算式中「$\frac{1}{3}$」及び「$\frac{2}{3}$」を「$\frac{1}{2}$」に改め、同条第二項中「前項の加算すべき」を「同項の加算すべき」に、「あん分し」を「按分し」に、「又は前項」を「又は同項」に改める。

別表第一中「五・〇」を「一〇・〇」に改める。

別表第四中「〇・二」を「〇・一」に、「五・〇」を「一〇・〇」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法施行規則第六条の五の次に一条を加える改正規定、同令第七条の二の二を削り、同令第七条の二の三を同令第七条の二の二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第八条の五十三の次に一条を加える改正規定及び同令第十五条の六の三とし、同令第十五条の六の次に一条を加える改正規定　平成二十六年七月一日

二　第一条中地方税法施行規則第三条第一項の表㈣の項、第三条の二、第三条の四第二項第二号、第三条の四の二、第三条の四の三第二項第二号、第三条の四の四、第十条第一項の表㈧の項、第十条の二第一項の表㈣の項、第十条の二の四、第十条の二の六第二項第二号及び第十条の二の七第二項第二号の改正規定並びに附則第九条中総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法施行令の項の改正規定　平成二十六年十月一日

三　第一条中地方税法施行規則附則第八条の四を削り、同令附則第八条の三の四を同令附則第八条の四とし、同令附則第八条の三の次に一条を加える改正規定並びに同令第四十八号の五様式、第四十八号の六様式及び第四十八号の九様式の改正規定　平成二十八年四月一日

四　第一条中地方税法施行規則附則第六条に八項を加える改正規定（同条第六十二項から第六十五項までに係る部分に限る。）　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

五　第一条中地方税法施行規則附則第六条に八項を加える改正規定（同条第六十六項に係る部分に限る。）　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日

六　第一条中地方税法施行規則第七条の三の三第一項の改正規定及び第十条の七の三の改正規定（同条第六項第一号に係る部分を除く。）並びに附則第四条第一項の規定　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日

（個人の道府県民税に係る経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第一条の十第二項の規定は、施行日以後に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の四の二第二項第二号ロに掲げる利子の支払の取次ぎをする金融機関について適用し、施行日前に同号ロに掲げる利子の支払の取次ぎをする金融機関については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

第三条　新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定は、平成二十六年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百三十二号）による改正後の地方税法施行令第三十五条の十七及び附則第六条の十一に規定する徴収取扱費算定期間をいう。以下この条において同じ。）とする徴収取扱費（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。）の支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用につい